

高知県高校生等奨学給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて（令和6年4月1日文部科学省初等中等教育局長決定）及び高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）等の手引きに基づき、高知県知事又は高知県教育委員会（以下「知事等」という。）が行う高知県高校生等奨学給付金事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 高校生等がいる一定の所得以下の世帯に対し、高知県高校生等奨学給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、高等学校等における授業料以外の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 基準日 給付を受けようとする年度の7月1日（第5条第1項ただし書きに規定する額の給付を受けようとする場合において、災害等が発生した日が7月2日以降の場合にあつては、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の初日の場合は、申請のあった月）の1日）をいう。ただし、給付を受けようとする年度の7月以降10月末日までに入学することが定められている高校生等については、入学した年度に限り、当該入学日とする。
- (2) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等のうち、同条第3号に規定する特別支援学校の高等部を除いたものをいう。
- (3) 高校生等 高等学校等の生徒等であり、アからエまでに掲げる全ての要件を備える者をいう。ただし、基準日において、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる場合は、イからエまでに掲げる全ての要件を備える者をいう。
 - ア 法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者のうち、平成26年度以降に高等学校等に入学した者であること。
 - イ 基準日に高等学校等に在籍している者であること。
 - ウ 基準日において、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であつて、見学旅行費又は特別育成費が措置されているもの（母子生活支援施設の高校生等を除く。）に該当しない者であること。
 - エ 高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金の貸与を受けていない者であること。
- (4) 保護者等 高校生等の法第3条第2項第3号、同法施行令（平成22年政令第112号）第1条第1項及び同法施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第2条第2項に規定する保護者等をいう。

(支給の対象者)

第4条 給付金の支給の対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を備える者とする。

- (1) 高校生等の保護者等であること。
- (2) 基準日において、県の区域内に住所を有し、その世帯の生活の本拠地が県の区域内の住所地であること。
- (3) 次に掲げる世帯のいずれかに属していること。

ア 基準日において、高校生等本人に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）が措置されている世帯

イ 給付を受けようとする年度の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（ア又はウに掲げる世帯を除く。）

ウ 給付を受けようとする年度の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯で、基準日において当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で2人目以降の高等学校等に通う高校生等が属するもの又は基準日において当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高等学校等に通う高校生等が属するもの（アに掲げる世帯を除く。）

（支給の額等）

第5条 給付金は、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、1人の高校生等につき、年1回支給し、その額は別表第1に掲げるとおりとする。ただし、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要であると認められる世帯（前条第3号アに掲げる世帯を除く。）については、当該災害等につき1回に限り、別表第2に掲げる額（以下「加算額」という。）を加算して支給することができるものとする。

2 給付の回数は、1人の高校生等につき、通算3回（定時制の課程及び通信制の課程に在籍する高校生等については4回）を上限とする。ただし、第3条第3号ただし書に該当する者については、追加で1回（定時制及び通信制の課程に在籍する者については2回）まで給付することができる。なお、加算額の支給については、当該給付回数には含めないものとする。

（受給の申請等）

第6条 保護者等のうち、給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の8月15日又は11月15日までに、高知県高校生等奨学給付金受給申請書（別記第1号様式。以下「受給申請書」という。）を、別表第1に掲げる「国公立の高等学校等に通う高校生等のいる世帯」の保護者等にあつては高知県教育委員会に、同表に掲げる「私立の高等学校等に通う高校生等のいる世帯」の保護者等にあつては高知県知事に提出しなければならない。

2 前項の規定について、給付を受けようとする年度の7月2日以降に災害等が発生し、加算額の給付を受けようとする場合は、随時、受給申請書の提出を受け付けることとする。この場合においては、給付を受けようとする年度の2月15日までに申請のあった者について、当該年度の給付対象とするものとする。ただし、当該期限までに受給申請書を提出できない事情があるときは、この限りでない。

3 受給申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 保護者等及び対象となる高校生等が属する世帯の全ての構成員の住民票の写し

(2) 別表第1に掲げる対象世帯に応じ、次に掲げる書類

ア 第4条第3号アに掲げる世帯 基準日における高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が分かる証明書（別記第2号様式）

イ 第4条第3号イに掲げる世帯 給付を受けようとする年度の保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）

ウ 第4条第3号ウに掲げる世帯 給付を受けようとする年度の保護者等全員の課税証明

書等及び15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の子を二人以上扶養していることが分かる書類（扶養誓約書（別記第4号様式））

（3）在学する高等学校等が発行する在学証明書（別記第3号様式）

（4）制服が災害等により喪失・毀損したことを証明する書類（罹災証明書等の写し）及び再度、制服の購入が必要であることを証明する書類（高校生等が通う高等学校等の証明書（別記第13号様式））（加算額の給付を受けようとする場合）

（5）前各号に掲げるもののほか、知事等が必要があると認める書類

4 前項各号に掲げる書類に記載された内容では世帯の区分を確認できない場合、同書類の内容が就学支援金の申請と異なる場合等、その記載内容に疑義がある場合は、同書類に加えて、世帯区分に係る扶養誓約書（別記第4号様式）等を提出しなければならない。

（課税証明書等の省略）

第7条 前条第3項第2号イ及びウの課税証明書等は、就学支援金等の受給手続きに伴い、既に知事等に課税証明書等を提出している場合又は同時に提出する場合は、その写しの添付で足りるものとする。

2 前条第3項第1号及び第2号に掲げる書類は、同条第2項に規定する申請を行う場合において、提出済みの受給申請書の記載内容に変更がなく、かつ、当該生徒が同一の高等学校等に在籍している場合に限り省略することができる。

（受給資格の認定）

第8条 知事等は、受給申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査等を行った上で、受給資格の認定又は不認定を決定し、その結果を申請者に書面（別記第5号様式又は別記第6号様式）により通知するものとする。年度の途中で高校生等が転入したことにより、受給申請書が提出された場合は、当該年度に給付金の支給を受けていないことを確認することができたときに限り、受給資格の決定をするものとする。ただし、当該申請者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 前項の規定による書類の審査等において、基準日に休学している高校生等については、給付を受けようとする年度の12月末までに当該高校生等の復学の有無を確認した上で決定するものとする。

3 第1項に規定する受給資格の決定は、基準日における状況により決定するものとする。

4 受給申請書の提出が高等学校等を通じて行われたときは、知事等は、当該高等学校等に第1項の決定結果を通知するものとする。

（給付金の支給）

第9条 給付金は、申請者が指定する申請者名義の口座への口座振替により支給する。

2 前項の口座の指定は、第6条第1項の規定により受給申請書を提出する際に行うものとする。

（給付金の代理受領）

第10条 知事等は、給付金を支給する場合において、保護者等が扶養する高校生等が在学する高等学校等での教育活動に必要な経費（以下「学校徴収金」という。）に未納金があるときは、給付金と相殺することができる。

2 高校生等の在学する県立の高等学校等の長は、保護者等から徴収する学校徴収金に未納がある場合であって、当該保護者等から委任状（別記第7号様式）の提出があるときは、当該保護者等に代わって給付金を受給し、学校徴収金にかかる債権の弁済に充てることができるものとする。

3 高校生等の在学する県立以外の高等学校等の学校設置者は、保護者等から徴収する学校徴収金に未納がある場合であって、当該保護者等から委任を受けたときは、第8条第4項の規定による通知の受領後に、知事等に対し奨学給付金代理受領請求書（別記第8号様式）及び奨学給付金代理請求一覧（別記第9号様式）により、奨学給付金の請求を行うことができるものとする。

4 学校設置者は、前項の規定により奨学給付金を代理受領した場合、速やかに学校徴収金にかかる債権の弁済に充て、奨学給付金相殺通知書（別記第10号様式）により保護者等に通知するものとする。なお、相殺後に余剰金が生じた場合は、学校設置者は保護者等へ支給するものとする。

（支給決定の取消し）

第11条 知事等は、申請者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めたとき又は偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けたときは、その認定を取り消すものとする。

（給付金の返還）

第12条 前条の規定により支給決定を取り消された者は、既に給付金が支給されている場合は、その全額を返還しなければならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、知事等が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年7月4日から施行する。

2 平成29年度の申請者は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成30年2月21日までに受給申請書を提出しなければならない。

（平成30年度の特例措置）

3 平成27年度から平成29年度までの間の各年度のいずれかにおいて法第3条に規定する就学支援金（以下本項において「就学支援金」という。）の支給を受ける資格を有していた者（国が定める高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となっていた者を含む。）のうち、平成26年度以降に高等学校等に入学した者で、就学支援金を基準日において受給しておらず、かつ、その保護者等が給付金の支給を受けていない年度（以下本項及び次項において「該当年度」という。）があり、かつ、該当年度のそれぞれにおいて次に掲げる全ての要件を備えていた者（以下本項において「要件該当者」という。）の保護者等であり、該当年度の基準日において、県の区域内に住所を有しており、その世帯の生活の本拠地が県の区域内の住所地であった者（次項及び附則第5項において「特例支給対象者」という。）については、平成30年度に限り、次項から附則第7項までの規定に基づき、該当年度において支給を受けていない給付金の支給を申請することができる。

（1）該当年度の基準日において高等学校等に在籍していた者であること。

（2）該当年度の基準日において「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となっていた高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されていたもの（母子生活支援施設の高校生等を除く。）に該当していなかった者であること。

（3）該当年度の基準日において、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金の貸与を受けていない者であること。

（4）該当年度の基準日において、第4条第3号ア、イ、ウのいずれかに掲げる世帯のいずれ

かに属していたこと。この場合において、同号イ、ウについては「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」は「市町村民税所得割が非課税である世帯」と読み替えるものとする。

- 4 特例支給対象者の給付金の支給の額等については、第5条第1項の規定を準用する。この場合における給付金額については、該当年度における別表第1による給付額を、附則別表第1に掲げる読替適用表の対象世帯及び高校生等の区分に対応する額にそれぞれ読み替えるものとする。
- 5 特例支給対象者の受給の申請、受給資格の認定等に関しては、第6条から第9条まで及び第11条から第13条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項	当該年度の8月15日又は11月15日までに	平成31年2月28日までに
第6条第2項第1号	保護者等及び対象となる高校生等が属する世帯の全ての構成員の住民票の写し	給付を受けようとする年度の保護者等及び対象となる高校生等が属する世帯の全ての構成員の住民票の写し
第6条第2項第2号ア	基準日	給付を受けようとする年度の基準日
第6条第2項第2号イ	道府県民税所得割及び市町村民税所得割額を証明する書類	市町村民税所得割額を証明する書類
第6条第2項第3号	在学する高等学校等	給付を受けようとする年度において、高校生等が在学していた高等学校等
第8条第2項	基準日に休学している	該当年度の基準日に休学していた
	復学の有無を確認したうえで	復学をしたかを確認したうえで
第9条	第6条第1項	附則第5項において準用する第6条第1項
第12条	前条の規定により	附則第5項において準用する第11条の規定により

(受給申請書の様式)

- 6 前項において準用する第6条各項に規定する受給申請書等の様式については、それぞれ次の各号に掲げる様式によるものとする。
- (1) 第6条1項に規定する受給申請書

高知県知事(高知県教育委員会) 様

◆ 次の5つの事項を必ず確認の上、□にレ点を付けてください。

高知県高校生等奨学給付金の支給要件の該当性等を審査するため、高知県が必要として求めた関係書類を添えて高知県高校生等奨学給付金の受給を、申請します。

【1.対象となる高校生等について】

フリガナ				生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名								
在学する又はしていた学校	学校の名称	国立・公立・私立						
		学校の種類・課程・学科:						
	学校の所在地	都道府県		市区町村				
	学校設置者の名称							
在学期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			学校の種類・課程・学科				
過去の高等学校等における在学期間	学校名立	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数				
				なし	1回	2回	3回	4回
	学校名立	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数				
				なし	1回	2回	3回	4回
	学校名立	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数				
				なし	1回	2回	3回	4回
	学校名立	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数				
				なし	1回	2回	3回	4回

【2. 給付を受けようとする年度の保護者等の収入の状況について】（該当する□にレ印を付けてください。）

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していたことが分かる証明書を提出します。

☐	生業扶助(高等学校等就学費)を受給していたことが分かる証明書
--------------------------	--------------------------------

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。

①	☐	親権者(両親)2名分
②	☐	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	☐	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されていた場合(未成年後見人が複数選任されていた場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持していた者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在していなかった場合であり、成人に達していた場合 等

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐	○所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在していなかった場合)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていなかった場合
--------------------------	--

(4) 課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。((3)の場合は、記載不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※(2)及び(3)に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

☐	私の世帯は、給付を受けようとする年度の7月1日において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。
--------------------------	---

【3. 扶養親族等の状況について】(非課税世帯のみ記入してください。)

※当該世帯に給付を受けようとする年度の7月1日において、高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹がいた場合には、記入してください。また、「給付金の申請の有無」、「課程」の欄にもチェックをしてください。対象となる高校生等のみの場合には、記入する必要はありません。また、世帯が別で、扶養されていない兄弟姉妹についても、記入する必要はありません。

	続柄	氏 名	生年月日(年齢)	職業(学生の場合は、 学校名及び学年等)	給付金の 申請の有無	課 程	備考
兄 弟 姉 妹 の 状 況					☐ 有 ☐ 無	☐ 通信制 ☐ 通信制以外	
					☐ 有 ☐ 無	☐ 通信制 ☐ 通信制以外	
					☐ 有 ☐ 無	☐ 通信制 ☐ 通信制以外	
					☐ 有 ☐ 無	☐ 通信制 ☐ 通信制以外	
					☐ 有 ☐ 無	☐ 通信制 ☐ 通信制以外	
					☐ 有 ☐ 無	☐ 通信制 ☐ 通信制以外	
※「続柄」欄は、対象となる高校生等を基準としてください。							

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 給付を受けようとする年度に通っていた学校の在学期間について、記入してください。また、給付を受けようとする年度以前に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤高等専門学校（1～3学年）」、「⑥専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑦専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑪専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑫各種学校（外国人学校）」、「⑬各種学校（その他）」の別を記入してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)に該当する場合は、給付を受けようとする年度の7月1日において生業扶助（高等学校等就学費）を受給していたことが分かる証明書を提出してください。
- ハ (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 (2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(2)④及び⑤並びに(3)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ (2)①又は③に該当するときは、保護者等全員の所得に関する書類（課税証明書、非課税証明書等）を添付してください。
- ホ (2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。
 （注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

留意事項

- イ 給付を受けようとする年度の7月1日（7月から10月末までの入学者は、その入学日時点）において、過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し、又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2校以上の学校に在学していた場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されていた場合には、給付の対象外となります。

(2) 第6条第2項第2号アに規定する証明書

生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による
生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

平成 年 月 日

所属長 印

次の世帯が、平成 年7月1日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）
第36条の規定による「生業扶助（高等学校等就学費）」を受給していたことを証明する。

世帯主氏名	住所		
世帯員氏名			
氏名	続柄	生年月日	保護開始日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
証明書の使用目的			
備考			

※従来の「生活保護受給証明書」により、「生業扶助の措置状況」が確認できる場合は、代用を「可」とします。

(3) 第6条第2項第3号に規定する在学証明書

在学証明書

下記の者は、平成 年 月 日（基準日）において、本校の 第 学年 年に在学していたことを証明します。

氏 名	(フリガナ)			
	姓		名	
生年月日	昭和 平成 年 月 日			
学年		課 程 (該当するものに○)	全日制 定時制 通信制	
高等学校等就学支援金の支給を受ける資格の有無		☐ あり ☐ なし		

※ 休学期間があった場合は、その期間を記入してください。

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

平成 年 月 日

高等学校長 印

※既存の在学証明書でも基準日において学年、課程、就学支援金の支給を受ける資格を有すること等が確認できる場合は、代用を「可」とします。

(4) 第6条第3項に規定する誓約書

平成 年 月 日

扶養誓約書

平成 年度に私が主として下記の者を扶養していたことを誓約します。

扶養者住所	
フリガナ	
扶養者氏名	印

フリガナ	
被扶養者氏名	
フリガナ	
被扶養者氏名	
フリガナ	
被扶養者氏名	

(受給資格の認定又は不認定通知の様式)

7 附則第5項において準用する第8条第1項に規定する書面の様式については、次のいずれかの様式によるものとする。

(1) 書面

第 号
年 月 日

様

高知県知事(高知県教育委員会) 印

平成 年度高知県高校生等奨学給付金支給決定通知書

平成 年度高校生等奨学給付金について、下記のとおり支給することを決定したので通知します。

記

学 校 名

対 象 生 徒 氏 名

支 給 決 定 額 円

給 付 回 数 回

(在学中に給付金を受給した回数(今年度の給付を含みます。))

※給付金の支給は年に1回です。

(ただし、平成30年度の特例措置に基づく給付金の支給の回数は含みません。)

(2) 書面

第 号
年 月 日

様

高知県知事(高知県教育委員会) 印

平成 年度高知県高校生等奨学給付金不支給決定通知書

平成 年度高校生等奨学給付金について、下記の理由により却下しましたので通知します。

記

学 校 名 _____

対 象 生 徒 氏 名 _____

理 由 _____

附則別表第1（附則第4項関係）

別表第1の読替適用表

対象世帯	高校生等の区分		支給年額（1人当たり）			
			読み替え後			
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	
第4条第3号アに掲げる世帯	国公立の高等学校等に通う高校生等のいる世帯		32,300円	32,300円	32,300円	32,300円
	私立の高等学校等に通う高校生等のいる世帯		52,600円	52,600円	52,600円	52,600円
第4条第3号イに掲げる世帯	国公立の高等学校等に通う高校生等のいる世帯	通信制以外	80,800円	37,400円	59,500円	75,800円
		通信制	36,500円	36,500円	36,500円	36,500円
	私立の高等学校等に通う高校生等のいる世帯	通信制以外	89,000円	39,800円	67,200円	84,000円
		通信制	38,100円	38,100円	38,100円	38,100円
第4条第3号ウに掲げる世帯	国公立の高等学校等に通う高校生等のいる世帯	通信制以外	129,700円	129,700円	129,700円	129,700円
		通信制	36,500円	36,500円	36,500円	36,500円
	私立の高等学校等に通う高校生等のいる世帯	通信制以外	138,000円	138,000円	138,000円	138,000円
		通信制	38,100円	38,100円	38,100円	38,100円

附 則

この要綱は、平成27年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月9日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成30年8月10日から施行する。ただし、第3条から第6条まで及び第10条の改正規定は、同年7月1日から適用する。
- 平成30年度の受給申請に添付する別記第2号様式及び別記第3号様式については、従前の例によることができる。

附 則

この要綱は、平成30年9月27日から施行する。ただし、第3条及び第5条の改正規定は、同年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月2日から施行する。

(令和2年度の特例措置)

2 令和2年度においては、別表第1に定める支給年額について、第4条第3号イに掲げる世帯及び第4条第3号ウに掲げる世帯の単価に、オンライン学習に係る通信費相当の単価として、それぞれ年額10,000円を加算するものとする。

3 前項の規定による加算額の支給を受ける場合においては、申請者は、オンライン学習の通信費に係る誓約書（別記第11号様式）を、別表第1中「国公立の高等学校等に通う高校生等のいる世帯」の保護者等にあつては高知県教育委員会に、同表中「私立の高等学校等に通う高校生等のいる世帯」の保護者等にあつては高知県知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

(令和2年度の特例措置)

2 令和2年度においては、国が定める「令和2年度高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金及び専攻科の生徒への奨学のための給付金）における上乗せ支給の取扱いについて（令和3年1月28日付け文部科学省通知）」に基づき、給付金の上乗せ支給を行うものとする。

3 前項の規定による上乗せ支給の対象者は、令和2年度において第8条第1項の規定による受給資格の認定を受けた者のうち、第4条第3号イに掲げる世帯及び第4条第3号ウに掲げる世帯に属する者とし、その支給額等は次の表に掲げるとおりとする。

対象世帯	高校生等の区分		上乗せ支給額 (1人当たり)
第4条第3号イに掲げる世帯	国公立の高等学校等に通う高校生等のいる世帯	通信制以外	26,100円
		通信制	12,000円
	私立の高等学校等に通う高校生等のいる世帯	通信制以外	26,100円
		通信制	12,000円
第4条第3号ウに掲げる世帯	国公立の高等学校等に通う高校生等のいる世帯	通信制以外	12,000円
		通信制	12,000円
	私立の高等学校等に通う高校生等のいる世帯	通信制以外	12,000円
		通信制	12,000円

附 則

この要綱は、令和3年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月5日から施行し、同年1月1日から適用する。

(令和5年度の特例措置)

2 令和6年能登半島地震により加算額を申請する場合における第6条第3項第4号に掲げる書類については、「制服が災害等により喪失・毀損したことを証明する書類（罹災証明書等の写し）及び再度、制服の購入が必要であることを証明する書類（在学する高等学校等の証明書）」を「誓約書（別記第12号様式）」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年6月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月24日から施行する。

(令和6年度の特例措置)

2 令和6年度においては、第4条第3号イ及びウに掲げる世帯について、「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」を「保護者等全員の定額減税後の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」と読み替えるものとする。

別表第 1 (第 5 条関係)

対象世帯	高校生等の区分		支給年額 (1 人当たり)
第 4 条第 3 号アに掲げる世帯	国公立の高等学校等に通う高校生等のいる世帯		32,300 円
	私立の高等学校等に通う高校生等のいる世帯		52,600 円
第 4 条第 3 号イに掲げる世帯	国公立の高等学校等に通う高校生等のいる世帯	通信制以外	122,100 円
		通信制	50,500 円
	私立の高等学校等に通う高校生等のいる世帯	通信制以外	142,600 円
		通信制	52,100 円
第 4 条第 3 号ウに掲げる世帯	国公立の高等学校等に通う高校生等のいる世帯	通信制以外	143,700 円
		通信制	50,500 円
	私立の高等学校等に通う高校生等のいる世帯	通信制以外	152,000 円
		通信制	52,100 円

備考 1 この表に掲げる国公立の高等学校等は、次のとおりとする。

- (1) 国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人を含む。）が設置する高等学校等
- (2) 独立行政法人国立高等専門学校機構又は地方公共団体が設置する高等専門学校（第 1 学年から第 3 学年までに限る。）
- (3) 地方公共団体が設置する専修学校

2 私立の高等学校等は、1 に規定する者以外の者が設置する高等学校等とする。

3 通信制の高等学校等及び高等学校等専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生等のいる世帯は、第 4 条第 3 号ウに掲げる世帯の支給年額とする。（第 4 条第 3 号アに該当する場合を除く。）

別表第 2 (第 5 条関係)

対象世帯	高校生等の区分		支給額 (1 人当たり)
第 4 条第 3 号イに掲げる世帯	国公立の高等学校等に通う高校生等のいる世帯	通信制以外	64,800 円
		通信制	
	私立の高等学校等に通う高校生等のいる世帯	通信制以外	81,000 円
		通信制	
第 4 条第 3 号ウに掲げる世帯	国公立の高等学校等に通う高校生等のいる世帯	通信制以外	64,800 円
		通信制	
	私立の高等学校等に通う高校生等のいる世帯	通信制以外	81,000 円
		通信制	

別表第3（第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団または暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。